



災害時における物資供給等に関する協定書

山形県
DCM株式会社



災害時における物資供給等に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)とDCM株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、山形県内に地震や風水害その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるとき、乙に対し、物資の調達を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第2条 甲又は甲に要請した市町村(以下「甲等」という。)が乙に調達を要請する物資は、乙が取り扱っている品目のうち、要請時点で乙が調達可能な範囲の物資とする。ただし、甲等より乙が要請を受けた時点で、物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲等は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条に規定する要請は、乙に対して、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、第1条の規定により要請を受けたときは、要請内容を検討し、その結果を甲等に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲等が指定するものとし、その指定地において甲等が物資名、数量、規格を確認のうえ受け取るものとする。なお、引渡し場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲等の指定する者が行うものとする。

(費用)

第6条 第2条に規定する乙が調達した物資及び前条に規定する乙が行った運搬の対価及び費用については、甲等が負担するものとする。

2 物資調達の対価は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲等と乙が協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲等は請求があったときは、その内容を確認し、甲等と乙が協議の上、適切な時期に支払いを行うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行う。そのほか、甲の災害対策等の取組に対して乙は可能な範囲で協力し、災害等に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の解除の申し出をしない限り、同一条件で1年間更新されるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年11月25日

甲 山形県山形市松波2丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東京都品川区南大井6丁目22番7号

DCM株式会社
代表取締役 石黒 靖規



